

議会活性化特別委員会

【日時】 令和6年1月18日（木）午後1時開議

【場所】 加賀市役所 別館 301会議室

- 1 議会改革に関する検討項目について . . . 資料1
- 2 議員の成り手不足対策に係る関係例規の改正について . . . 資料2
- 3 中学校PTAとの意見交換会について . . . 資料3
- 4 大聖寺実業高等学校との意見交換会について . . . 資料4

その他

次回開催日（予定）：2月9日(金) デジタル田園健康特区特別委員会終了後

301会議室

議会改革に関する検討項目について

資料1

令和6年1月18日 議会活性化特別委員会資料

『本委員会における協議の優先度の指標について』

A：早急に協議すべき事項

B：今任期中に協議すべき事項

C：将来的に協議すべき事項

D：協議不要

大項目	中項目	区分	検討項目	内容等	優先度	新規継続	分野	前任期からの 申し送り事項	提案者
1		議長指針、議会改革度調査項目	議会の情報発信、意見聴取のあり方について	議会の情報発信、意見聴取等について、新たな手法を検討し、取り組みを進めていく。					
	(1)		議員間討議の実施について	常任委員会を中心に実施し、市政に関する重要な課題等について、議員間での討議を活発に行うことにより論点を明確にし、更に議論を深める。必要に応じて政策提案などにつなげる。	A	継続	機能強化	○	-
	(2)		意見交換会の積極的開催について	・議会報告会「議会おでかけトーク」について、アンケート結果等を参考にしながら、実施方法等の改善を検討し、実施する。 ・各種団体等との意見交換会を実施する。(商工会議所、女性団体、大聖寺実業高校以外の高校生、未婚・新婚の方、子育て世代等) ・市内中学校PTA役員との意見交換会を実施する。	A	継続	住民参加	○	-
	(3)		若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画と活性化に関する検討について	近年、全国の地方議会において、議員の成り手不足が課題となっている。この問題の解決には多様な人材の市議会への参画を促す対策が必要であるため、具体的な検討を行う。	A	継続	全般	○	-
	(4)		子ども議員による議会の開催について	全員が市内在住であること、かつ制度の理解が期待できることから、対象を中学生として開催する。	A	継続	住民参加	○	-
2		広報部会							
	(1)		広報媒体の有効活用について	・特集ページの工夫など、議会だよりの充実を図る。 ・ホームページやフェイスブックなど、様々な広報媒体を連動させ、効果的な議会情報の発信に取り組む。(予告動画の制作、高校生との共同番組の制作等)	B	継続	情報共有	○	-

大項目	中項目	区分	検討項目	内容等	優先度	新規 継続	分野	前任期からの 申し送り事項	提案者
3		新規提案							-
	(1)		ハラスメント研修の実施について	全国的に議員による市の職員へのハラスメント行為や議員同士のハラスメント行為などの事例があり、ハラスメントの防止や多様な人材の市議会への参画を促す取組となることから、全議員向けのハラスメント研修を実施する。		新規	情報共有		正副委員長
	(2)		改選時の選挙公報に掲げた目標に対する進捗報告について	北海道福島町議会の取組のように、前回(改選時)の選挙公報に掲げた議員ごとの目標に対する進捗を議会だより等で報告する。		新規	情報共有		若林議員
	(3)		議会運営委員会委員の無党派議員の選任について	早稲田大学マニフェスト研究所視察時の説明にもあったとおり、いかに少数意見を吸い上げるかという観点から、無党派の議員も議会運営委員会の委員に選任させる。		新規	全般		若林議員
	(4)		定例会での議案提示について	議案を議会に提出する前に、市民に議案を公表し意見を伺い、修正、廃止等の意見があれば検討した上で議会に提出する。		新規	全般		若林議員
	(5)		議会答弁について	質問に対する答弁は、当局は用意されたものを読み上げるが、その答弁に対する再質問をしたくても、答弁書が手元がないので、的を得た質問ができないのは不公平だ。改善を求める。		新規	全般		一色議員
	(6)		条例の検証について	これまでに数々の条例が制定されてきたが、その一つ一つを現在どのように効果を発揮しているのか検証が必要と思う。		新規	全般		一色議員

議員の成り手不足対策に係る関係例規の改正について

○小規模地方議会での議員成り手不足が問題化

[要因] (対案)

- (1) 議会の権能 ⇒ 議長への招集権付与など
- (2) 立候補環境 ⇒ 立候補に伴う休暇保障など
- (3) 時間的制約 ⇒ 欠席事由の整備など
- (4) 経済的制約 ⇒ 議員報酬など
- (5) **身分的制約** ⇒ 兼業・請負、兼職に関する条件の緩和など

※順次法令改正を検討、実施。

1. 加賀市議会議員政治倫理条例と地方自治法との乖離について

○条例は、議員がその地位による影響力を自覚し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定されたもの。

◎議員および市民の責務に関する規定、**政治倫理基準**、**長の就任に関する遵守事項および請負契約に関する遵守事項**に関する規定、審査の請求に関する規定などからなるもの。

◎地方自治法の一部が改正され請負要件が緩和するなどされた。

⇒条例では、現行法以上の厳格さで請負を禁止している。↓

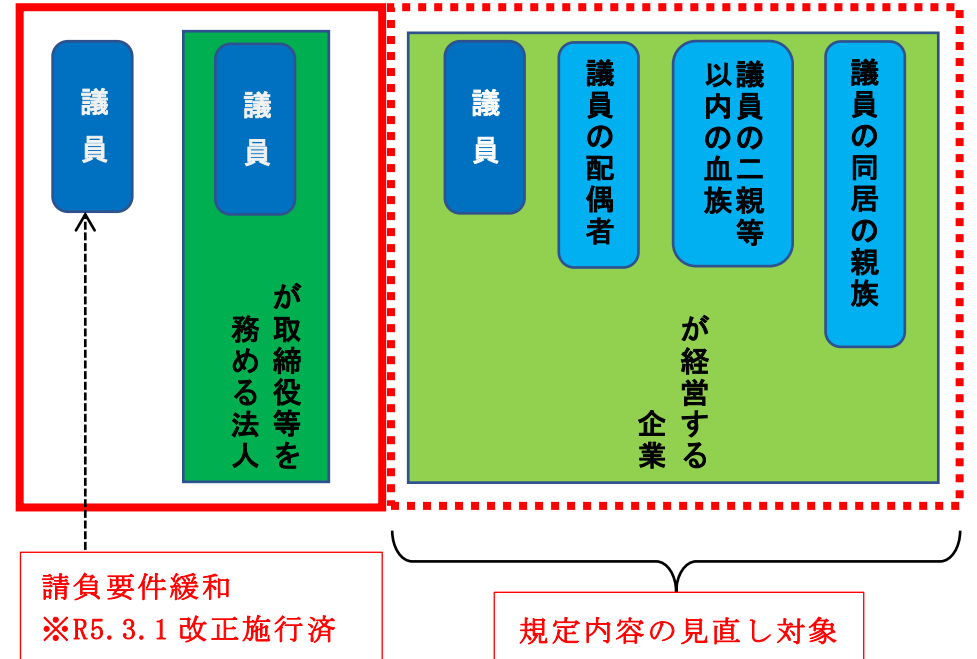
条例の一部改正を検討

(対象範囲)

[地方自治法]

[加賀市議会議員政治倫理条例]

(上乗せ規定)



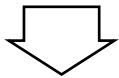
[模式図] 身分的制約をめぐる諸課題と対応

地方自治法 ※令和5年3月1日改正施行済。

「請負」及び「請負に関する制限」

[改正前]

- 「請負」 定義不明確
- 「請負に関する制限」
 - 議員個人
 - 全面的に禁止
 - 議員が取締役等を務める法人
 - 請負が業務の主要部分を占める法人に限り禁止



[改正後]

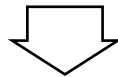
- 「請負」 定義明確化
 - 「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」
- 「請負に関する制限」
 - 議員個人
 - 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額(年間300万円)の範囲内で、地方公共団体に対する請負が可能に
 - 議員が取締役等を務める法人 ⇒ 改正無

加賀市議会議員政治倫理条例

「請負」及び「請負等に関する制限」

[現行]

- 「請負」 地方自治法の請負に関する規定に準拠
 - 第6条 …第92条の2に規定する趣旨を尊重し、市に対し請負をしてはならない。
- 「請負等に関する制限」
 - 議員、議員の配偶者、議員の二親等以内の血族又は議員の同居の親族が経営する企業は、地方自治法第92条の2に規定する趣旨を尊重し、市に対し請負をしてはならない。 [第6条]
 - 市から補助金等の交付を受けている団体の長などの就任辞退 [第5条]



[改正の検討]

- 「請負に関する制限」の内容を地方自治法の内容に合わせる。
 - ↳ 請負関係の透明性確保のための制度整備
- ⇒ **兼業の報告等**
- 長の就任に関する遵守事項の見直し

2. その他の条例・規則の改正について

○子育て世代等への配慮

(1) オンラインによる会議参加の範囲の拡大

[現行]

加賀市議会委員会条例第15条の2の規定により、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると委員長が認めるときに、オンラインによる方法で委員会の開催が可能。

[検討]

育児・介護を行う委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると委員長が認めるときにもオンラインによる方法で委員会の開催が可能となるよう会議参加の範囲を拡大。

(2) 欠席届提出可能期間の延長

[現行]

加賀市議会会議規則第2条第2項及び第91条第2項に規定する会議及び委員会の欠席届提出可能期間は、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合14週間前)

[検討]

それぞれ、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合14週間前のまま)に期間を延長する。

(参考)

- ・加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び
- ・加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する「特別休暇」の期間

■令和5年11月の委員会での協議結果

学校教育ビジョンについて知識を深める期間が必要という意見や、意見交換会当日の資料も検討すべきとの意見があったため、12月の開催は見送ることとし、令和6年1月の当委員会で方法について再度協議し、2月の開催を検討することとする。

■正副委員長案

2月は大聖寺実業高校との意見交換会の開催もあり、かつ年度末よりPTA役員の交代時期でもあることから、4月に教育委員会に学校教育ビジョンに関する研修の実施を依頼し、5月に意見交換会を開催する。

1. 目的

市内子育て世代の方の市政及び議会への関心度を高める取り組みの一環として実施。

2. 日程・場所等

日程： }
 時間： }
 場所： } 今後調整予定

相手：市内6中学校PTAの方々（各中学校から3名ずつ出席し、3名×6校＝計18名）

3. 概要

- ・参加者を6名ずつの3グループに分け、その中に委員が参加し、テーマに沿って意見交換を実施。
- ・グループ内で意見交換のまとめを行い、グループごとに発表する（発表者は委員）。

<テーマ>（案）

～加賀市の教育施策及び子育て支援について～

<配布資料>（案）

<流れ> 計60分

- | | | | |
|-------------|-------|--------------|-------|
| ①挨拶（委員長） | （3分） | ④グループまとめ | （5分） |
| ②委員長からテーマ説明 | （5分） | ⑤発表（質疑応答あり） | （15分） |
| ③意見交換 | （30分） | ⑥講評、挨拶（副委員長） | （2分） |

4. 留意点等

- ・委員はファシリテーター（進行役）として、参加者の意見を引き出すよう進める。自身の意見提案は極力避ける。

5. 委員のグループ分け（案） 「進行役」を決めておく。

グループ	中学校（各6名）	委員①	委員②	委員③
グループ①	錦城、橋立	上田委員長	中川委員	上野委員
グループ②	山代、山中	南出副委員長	荒谷委員	若林委員
グループ③	東和、片山津	山口委員	東野委員	一色委員

1. 目的

若者の市政及び議会への関心度を高める取り組みの一環として実施。今回で6回目となる。

2. 日時・場所等 (対象クラスは学校で選考中)

日時：令和6年2月13日(火) 午後1時25分～3時15分(社会科授業)

場所：大聖寺実業高等学校 会議室 (※1時15分までに現地集合)

相手：機械システム科、情報システム科1年生 3クラスから1クラスのみ出席 約20人

3. 概要

- ・生徒約20人を6グループに分け、その中に議員が参加し、テーマに沿って意見交換を実施。
- ・グループ内で意見交換のまとめを行い、グループごとに発表する(発表者は生徒)。

<テーマ> (案) (詳細は現在学校で検討中)

～加賀市民が幸せに生活するにはどうすればよいのか～

(1) 加賀市の活性化 (3グループ)

⇒「空き家、廃校、空き旅館等の活用」「交通の利便性向上」「温泉、商業施設の活用」

(2) 加賀市の福祉政策 (3グループ)

⇒「空き家、学校、公民館の活用」「ユニバーサルデザイン」「学校教育の充実」

<流れ> 計110分

- | | | | |
|----------------|-------|------------------|-------|
| ①挨拶・説明(学校長・議長) | (10分) | ④グループまとめ | (10分) |
| ②先生からテーマ説明 | (5分) | ⑤発表(質疑応答あり) | (30分) |
| ③意見交換 | (35分) | ⑥振り返り・講評、挨拶(副議長) | (10分) |
- (休憩10分後、④へ)

4. 留意点等

- ・議員はファシリテーター(進行役)として、生徒の意見を引き出すよう進める。自身の意見提案は極力避ける。

5. 議員のグループ分け (案) 「進行役」を決めておく。

「加賀市の活性化」①～③班 「加賀市の福祉政策」④～⑥班

テーマ	班	議員	振り分け
加賀市の活性化	①	中川・林(茂)・中谷	総務経済委員会+議長
	②	荒谷・山口・一色	
	③	川下・林(直)・今津【議長】	
加賀市の福祉政策	④	南出・稲垣・東野	教育民生委員会
	⑤	上野・辰川・若林	
	⑥	林(俊)・上田【副議長】	

- ・今年度は生徒の人数が少ないため、グループ分けは4グループ又は5グループになる可能性がある。最終的なグループ分けが決定次第、案内する。

6. その他

- ・当日は動画を撮影し、編集後、ユーチューブに掲載する予定。
- ・高校からの要望で、生徒からの意見については、定例会などでの質問等に適宜反映してほしいとのこと。

●川越市議会ハラスメント根絶条例及び川越市議会議員政治倫理条例について
(埼玉県川越市議会)

(意見・感想)

(上田委員長)

- ・ハラスメント条例については、川越市議会での状況もあり今後策定する際には参考になった。しかしながら、現状加賀市議会においては特段問題とすべき点がないため早急に議論する必要はないと感じたが、今後状況を踏まえ検討の素案としてもよいと考える。
- ・政治倫理条例については参考にした自治体が違うが、加賀市として政治倫理条例の改定に向けて一つの参考事例としたい。

(南出副委員長)

- ・相談窓口は1か所ではなく、職員課、上下水道局総務企画課及び教育総務部教育総務課に設置されており、いずれも市職員が対応している点について、外部相談窓口として弁護士事務所などを設けているが、庁内に設置されていない点が課題であり、真の相談窓口になっていないと感じた。

(中川委員)

- ・いわゆるセクハラ、パワハラは議会であれ何であれ、一般常識的にあってはならないものだといえる。
ただハラスメント根絶条例の場合は市議会議員政治倫理条例に包含しうることも可能ではないかと思われる。よっていたずらに条例を増やすのではなく、政治倫理条例を改正するという形で、条文に付け加えてもよいのではないかと思う。
- ・政治倫理条例の第7条（市が行う契約に対する遵守事項）は契約の相手方が一親等内の血族若しくは同居の親族が経営する法人等又は議員が実質的に経営に関与する法人等は辞退するように努めなければならない。となっており、加賀市の第二親等内ほど厳格ではない。加賀市もこれぐらいでいいのではないか。

(東野委員)

- ・議員の意識、質の向上を図る上でもハラスメント根絶条例は検討してみてもよいのではないかと思う。検討するのであれば、当局間、議員間両方に対してのものが良いと思う。
- ・政治倫理条例については、地方自治法に基づき見直しをかけてはどうかと思う。

(一色委員)

- ・36人中11人が女性議員というのは、素晴らしいことです。
川越市民の「民度」の高さをよく知る指標だと思います。
- ・そうした「民度」の高さが「政治倫理条例」反映されているように思いました。
- ・党派を超えての「学校に生理用品の配布」取り組みは加賀市にはないものだ勉強になりました。

(荒谷委員)

- ・平成30年、議会事務局職員の被害により、ハラスメント根絶条例設置の機運になったとのことだが、当事者の被害女性の心労は大変なものがあったと推察する。周囲全体の意識向上があったからこそ、成果につながったものと思う。現実はそのようなきっかけがないとなかなか難しいこともある。

また、川越市議会初、女性の正副議長ということで、貴重な意見交換を図ることができた。川越市議会は以前から男女共同参画への意識の高まりが早く、男女共同参画の基本は、女性のことばかり主張するのではなく、男だから女だからということをおさら意識しないことと話され、全くの同感であった。

(若林委員)

- ・議長、副議長が女性ということが素晴らしかった。
- ・議場に日の丸を掲げておらず、NPO が多く、民主主義の土台もしっかりしていることがうかがえた。
- ・駅から市役所までの商店街の活気、蔵づくりの町並みもとても良く、加賀温泉駅前（開発）のヒントがたくさんあった。もう少しゆっくり散策してみたかった。

(上野委員)

- ・特になし。

●若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画について

(早稲田大学マニフェスト研究所)

(意見・感想)

(上田委員長)

- ・加賀市議会では取り組んでない取り組みで他市の取り組み状況を知ることができとても良かった。
- ・議会だよりの作り方や議会報告会の方法など参考にすることは多かったと思う。
- ・政治倫理条例については、当時策定した際は厳しめの条例にしたが、今後は他市の状況も参考にしながら、自治法の改正も踏まえ検討していく際に、再度様々なご意見が頂けたら幸いに思う。

(南出副委員長)

- ・加賀市の取組が評価された点は良かった。多様な人材の市議会への参画については、全国多くの市議会の説明があったが、4年間の経緯、報酬の安さなど、全国的な紹介からも課題が多く見られた。

(中川委員)

- ・市民が意見を議場で言うことができる。市民フリートーク制度などは面白い試みのように感じた。また、地方自治法 92 条の 2 が緩和されたが、道義的に市のルールを緩和するのは難しいのではないかという話があったが、川越市程度に緩和してもいいのではないか。

(東野委員)

- ・いろいろな議会の取組が聞けて良かったと思う。特に犬山市議会のフリースピーチ制度や寄居町議会の議会だよりは今後の子ども議会や議会だよりの改善の参考になると思った。
- ・多様な人材の参画については、道義的（納得度）な部分をどうやって上げるのか調査、研究すべきと感じた。

(一色委員)

- ・全国各地で活躍されている講師のお話は、とても参考になりました。紹介していただいたいくつかある中で、特に市民に開かれた議会を追求する各地の市町議会の取り組みは、「目からうろこ」でした。

- ・加賀市はまだまだ「おやじ社会」が見受けられ、多様な声が市政に反映されにくい風土があるように思います。
- ・マニフェストの上位ランク入りが主目的になっては本末転倒であり、文字通り市民に開かれた議会活動が求められます。

(荒谷委員)

- ・まだ若いのに、元町長の肩書を持ち、以前に宮元市長のマニフェスト検証会の司会を務めた、中村・早稲田大学マニフェスト研究所事務局長との意見交換は大変有意義であった。
若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画がなかなか難しい時代において、様々な手法を教示され、大いに参考になった。
私の経験談で、「現行の選挙方法では、なり手不足は解消しにくい。田舎ならではの個別訪問の仕方や回数、街頭演説、選挙カーなど、好きでなければやりたがらない現状もある」との質問に、「申し合わせで選挙カーをやめたり、統一の討論会などで統一など、手法は工夫できる」など、興味深い話をいただいた。

(若林委員)

- ・各地の議会の取組に、加賀市の議会改革、活性化の学ぶべきところがたくさん見られた。
- ・行政の法的責任、説明責任、道義的責任をしっかりと果たさないと市民からは理解が得られない。それは加賀市も同様である。
- ・議会活動の起点は広聴である。
- ・SDGs公園、インクルーシブ公園の目線が素晴らしく、はっとした。(健常者目線からではない)

(上野委員)

- ・他の自治体の取組で参考になる部分がたくさんあったので取り入れたい。